

# 子どもゆめ基金 説明会

～子どもの「体験活動」や「読書活動」をひろげましょう～

## 【子どもゆめ基金とは？】

子どもの健全育成を図ることを目的とした民間団体が実施する特色ある取組や、自然体験活動などの体験活動、読書活動などの振興を図る取組への支援を行っている基金です。

## 【対象となる活動は？】

### (1) 子どもの体験活動

- ① キャンプ・自然観察などの「自然体験活動」
- ② 文化・芸術・スポーツなどを通じた「交流活動」
- ③ 地域商店街・農業・漁業などの「職場体験活動」
- ④ ボランティアなどの「社会奉仕活動」 など

### (2) 子どもの読書活動

- ① 「読み聞かせ会」
- ② 「読書会」 など

### (3) インターネットや高度情報通信ネットワークを用いた子ども向け教材の開発・普及 など



## 【助成対象の団体は？】

上記の「対象となる活動」を主催する青少年関係団体など  
(公益及び一般社団法人、公益及び一般財団法人、NPO 法人、青少年関係団体指導者等)



## 子どもゆめ基金説明会申込書

国立大雪青少年交流の家 行 FAX: 0166-94-3223 ※FAXの方は、通信後、お電話で受理確認をお願いします。

団体名				参加者氏名		
住所 連絡先	〒 TEL: FAX: E-mail:					
参加会場	札幌会場(かでの2・7) (10/12)			渡島会場(ネイパル森) (10/13)		
個別相談の 希望	有・無	相談内容 (事前にあれば)				

※参加する会場、個別相談の希望有又は、無に○をつけてください。

## 「子どもゆめ基金説明会」開催要項

- 趣 旨：子どもの体験活動を推進する方々や青少年関係団体等が、基金の趣旨を理解し、申請の流れや申請書の書き方などの実務について、知識を深めます。
- 主 催：国立大雪青少年交流の家  
(企画・運営：北海道「体験の風をおこそう」運動推進協議会)
- 期 日：(1)10月12日(火)札幌会場 場所：北海道立道民活動センター かでの2・7 520 研修室  
〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目  
(2)10月13日(水)渡島会場 場所：北海道立体験活動支援施設ネイパル森  
〒049-2141 茅部郡森町駒ヶ岳 657 番地の15
- 対 象：子どもゆめ基金への申請を考えている青少年関係団体等  
【助成対象団体】概ね18歳以下の子どもの体験活動等の振興を図り、自ら諸活動を主催する団体  
(1)公益及び一般社団法人、公益及び一般財団法人  
(2)特定非営利活動促進法により設立された法人  
(3)特定非営利活動促進法により設立された法人以外の法人格を有する団体  
(4)法人格を有しないが助成活動を実施するための体制を有すると認められる団体  
【助成対象事業】対象事業は、令和4年4月1日～令和5年3月31日の期間で実施する以下の活動  
(1)子どもの自然体験活動、社会奉仕活動その他の体験活動の振興を図る活動  
(2)子どもを対象とする読書会の開催その他の子どもの読書活動の振興を図る活動  
(3)インターネットその他の高度情報ネットワークを通じて提供することができる子ども向け教材の開発・普及を図る活動
- 定 員：各会場とも20名程度

6	日 程：	9:30	10:00	11:00	13:00
		受付	全体説明会	個別相談会	※13:00終了

※2会場共通

- 7 説明会申込：(1)締切10月5日(火) (2会場共通)

※当日参加については、定員に達している場合お断りさせていただきます。事前にお申してください。

(2)FAX等でお申込の方は裏面の申込書を用いてください。

(3)WEBからは、専用のお申込フォームよりお申してください。

※QRコードが読み込めない方は国立大雪青少年交流の家のHPをご覧ください。

(URL:<https://taisetsu.niye.go.jp/?p=4261>)

お申込はこちら



(4)10月12日の札幌会場につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として石狩管内以外の地域にお住いの方を優先にオンラインでの質疑応答の時間を設けます。ご希望の方は別途ご連絡ください。※定員数に限りがあります。

- 8 その他：(1)「子どもゆめ基金」のHP(<https://yumekikin.niye.go.jp/>)からも概要を確認できます。  
(2)説明会実施中に撮影した写真や記入されたシート類は、本事業の報告業務や当機構が行う広報業務に使用することがあります。  
(3)記入いただいた個人情報、独立行政法人国立青少年教育振興機構が保有する個人情報の適切な管理に関する規程等に基づき適切に管理し、当施設の事業に関する事務のみに使用し、法定に定める場合を除いては第三者に開示することはありません。  
(4)説明会の会場では、必ずマスクの着用をお願いします。